

第三者評価結果

事業所名：スターチャイルド《洋光台ナーサリー》

A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント>	
全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、法人理念、保育方針や目標、目指す子どもの姿などに基づいて編成しています。園は、法人の作成した計画を基に、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域性を考慮した園の特徴を加味して作成しています。全体的な計画は、1年間の連続性を持って子どもの発達を保障し、やりたいことを子どもが主体性を持ってできるよう作成しています。	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント>	
園舎の開口部は広く十分な採光が取られ、空気清浄機が設置され、室内の温度、湿度、換気などは、常に適切な状態が保たれています。保育室内外の設備や用具は、衛生管理につとめ、毎日時間を決めて消毒、清掃を行い清潔な環境を保っています。寝具は、2歳児からコットを使用し、0,1歳児が使用する布団の乾燥は年3回実施しています。職員は、子どもの発達や活動に応じて家具や遊具の配置を変えパーティーションを設け、子どもが落ち着いて安心して過ごせる環境を作っています。また、食事や睡眠のための生活空間を確保しています。年齢に応じて高さの違う手洗い場があり、トイレは清潔に管理され、子どもが利用しやすい動線となっています。	
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント>	
職員は、会議や屋礼等で発達と発達過程、家庭環境から生じる一人ひとりの子どもの個人差などの状況を把握しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、否定語は使わず、子どもの気持ちを受け止めるよう配慮して対応しています。また、幼児に対しては信頼関係を築き、自分の気持ちを伝えられるように援助しています。自分を表現することが十分でない子どもの気持ちは、表情や仕草から汲み取って援助しています。職員は「差別禁止マニュアル」などを確認し、肯定的で安心できる優しい言葉かけをするよう努めています。施設長は、子どもの言動には理由があると考え、一緒に考え、肯定的に子どもの気持ちに寄り添った適切な言葉を選び、声をかけるよう職員に伝えています。	
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント>	
一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣が身につけられるように援助しています。保育士は、食事や排泄、着替えなどの生活場面で個々の子どもの発達状況に応じた対応をしています。保育士は、子どもの自分でやろうとする意欲を尊重して、気持ちを受け止め、子どもが自己肯定感を持てるよう援助しています。年齢や活動内容などに応じて、活動と休息のバランスが保たれるよう配慮しています。基本的な生活習慣の取得にあたって、一人ひとりの子どもを尊重した十分な対応ができるよう、職員の人数の配置と職員間の連携を作るよう配慮して対応しています。	
A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント>	
保育士は、子どもが年齢や発達に応じて自主的・自発的に主体的な活動ができるよう、子どもの様子や言葉などの発信から興味を持っていることを探り、環境を整え、遊びが展開できるように援助しています。子どもがしたいことを一緒に考え、どうしたら良いか提案して、自発性が発揮できるよう援助しています。園庭や散歩などの戸外活動では身体を動かす遊びを取り入れ、室内ではリトミックやマットなど遊びの中で進んで身体を動かすことが出来るよう援助しています。また、幼児クラスは、外部の講師による体操教室を月2回実施しています。子どもたちが友だちと協力して制作したり、遊んだり、活動できるよう保育環境を整えています。近隣の公園ではリスや木の実、紅葉など四季に触れ、野菜栽培で成長を観察するなど自然に触れる機会を設けています。散歩時の交通ルールや地域の人との挨拶など日々の保育の中で社会的ルールや社会体験ができるよう援助しています。	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

0歳児が長時間過ごすことに適した保育環境になるよう、子どもの発達や様子に合わせて環境を見直しています。子どもの情緒の安定を図りながら愛着関係を形成するとともに、発達に応じた活動ができるよう援助しています。保育士は、子どもの表情や態度、喃語などから思いを汲み取り、穏やかに話しかけ応答的な関わりができるよう努めています。つまり立ちや歩行などの発達に合わせ、環境を整え援助しています。時には、高月齢児と低月齢児と分かれて活動することもあります。保護者とは、送迎時の会話や保育園向けアプリを使用して連携を図り、ドキュメンテーションで日々の様子を伝えています。離乳食に関しては、栄養士も関わり、個別に対応しています。子どもの成長に合わせ、興味や関心が持てるよう、指先を使う玩具など、子どもが自分から選べる環境を整えることが期待されます。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

ひとりの子どもの状況に応じて、自分であろうとする気持ちを大切に、共感しながら子どもの発達に合わせて対応しています。様々な経験、探索活動が十分できるよう、成長段階を見て環境の整備を行っています。子どもの自発的な活動ができるよう、一つだけでなく、色々な物を提供して遊びが展開されるよう援助しています。子どもの自我の育ちを受け止め、否定語を使わず、子どもの意思や状況に応じた対応をしています。友だちとの関わりでは、子どもの気持ちに共感し、お互いの気持ちを代弁して、仲立ちするよう努めています。保護者とは保育園向けアプリを使用して情報を共有しています。トイレトレーニングなどは、個別に保護者と連携を図って進めています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

3歳児の保育に関しては、子どもの興味を引き出し、好きな遊びができるよう環境を整えています。4歳児の保育に関しては、幼児期の終わりまでに育てほしい姿として”健康な心と体””自立心””協同性”などが求められ、子どもの成長と共にルールを守ることや友だちと一緒に楽しみながら取り組めるよう援助しています。5歳児の保育に関しては、しつけを目標の一つとして”片付ける””掃除をする””雑巾を絞る”などに取組み、地域の集まりでは友だちと協力して枯葉からミノムシを作る体験をしています。また、5歳児は園内の美化活動として”ゴミはゴミ箱””整理整頓”などのポスターを制作して、他のクラスの子どもたちにも活動を伝え、発表する機会を持ち、ポスターを園内に掲示しています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

園は、バリアフリー構造になっていて、多目的トイレを備えています。現在、障害のある子どもは在籍していないので、障害のある子どもに必要な個別の指導計画は作成しておらず、また、計画に基づいた保育も実施していません。しかし、配慮を要する子どもに関しては、職員を多く配置して個別の対応をしています。職員は、カリキュラム会議で対応を話し合い、情報を共有し、記録しています。子どもたちは、配慮の必要がある子どもを自然と受け止め、共に過ごしています。保護者とは、連携を図り園での生活に配慮しています。必要に応じて、磯子区役所の保健師や横浜市南部療育センターから相談や助言を受けています。職員は、外部研修や園内研修で必要な情報を得て、職員間で話し合い、情報を共有しています。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

それぞれの子どもの月間指導計画に1日の生活を見通した連続性に配慮した取組を示しています。子どもが不安なく安心して過ごせるよう配慮しています。好きなことをして楽しく遊んだり、静かにゆっくり身体を休めるなど子どもの状況に応じて、対応しています。雨の日など幼児の力が余っている時などは、安全を考慮して、合同の開始時間を遅らせるなどの配慮しています。子どもの在園時間に配慮した補食の提供を行っています。その際にはさみしさを感ぜさせないよう保育者が居るようにしています。子どもの状況についての引き継ぎは、屋礼ノートなどの書面の他、口頭でも申し送りを行っています。必要と思われる伝達事項は、担任以外でも伝えられる体制をとっています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

全体的な計画や年間指導計画などに就学に関する内容を記載し、「アプローチカリキュラム(小学校に向けての円滑な接続計画、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿、幼保小連携、家庭との連携など)」を作成して就学を見通した計画に基づいて保育活動を実施しています。5歳児は、午睡をしない時間を使って習字、絵画、しつけ、ドリル等をする時間を設けるなど小学校以降の見通しを持つ機会を設けています。保護者には、子どもの就学に向けた活動をホワイトボードに記載して玄関に掲示して知らせています。就学に向けた小学校との連携は、小学校職員が子どもの様子を見るために来園することになっています。保育所児童保育要録は、担任が作成し、施設長、主任が確認しています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント> 子どもの健康に関するマニュアルに基づいて一人ひとりの子ども健康状態を把握しています。子どもの体調悪化やけがなどについては、担任から施設長に報告され、必要に応じて保護者に電話で連絡しています。降園時に保護者へ伝達と降園後の対応を話し合い、翌朝確認しています。子どもの保健に関する「保健計画」は、毎日・毎月・随時行うものを季節毎に分けて記載しています。保育士は登園時に子どもの様子を観察し、毎朝の体温測定と保護者から保育園向けアプリや口頭で様子を聞いています。入園時に得た情報に基づいて既往歴等を把握し、保護者には半年ごとに確認し、新しく追記した情報は職員間で共有しています。園だより、保健だよりで保護者に子どもの健康に関する取組を伝えています。職員に乳幼児突然死症候群に関する研修を実施し、必要な取組を行っています。保護者に対しては、午睡時に対策として身体の向きを変えることを伝え、掲示で乳幼児突然死症候群に関する情報を伝えています。	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 年2回の健康診断と歯科健診が行われ、結果は健康台帳に記録され、職員はいつでも見ることが出来ます。保護者には結果を書面で知らせています。健康診断や歯科健診にあたり、子どもたちに、虫歯予防（子どもたちに乳歯の下に大切な永久歯がある）や体の話（丈夫な体、健康であるための栄養など）を保育の中で伝えています。嘱託医とは常に連携を取っており、何かあった時には相談したり、助言を受け、情報提供を受けたりしています。	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<コメント> 「アレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じて適切な対応をしています。食物アレルギーについては、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理指導表」を提出してもらい、除去食を提供しています。保護者とは、連携を図り、園での生活に配慮しています。食事の提供等において、テーブルやトレイ、食器が異なることを子どもたちに伝えています。職員は研修等で必要な知識・情報を得て、他の職員にも周知して情報を共有しています。保護者には、入園説明会などでアレルギー疾患や慢性疾患等についての園での取組の話をしています。現在は食物アレルギー除去食が解除され、食物アレルギーのある子どもは在籍していますが、対応ができる体制があります。	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 子どもたちが、食に関する豊かな経験ができるよう、「年間食育計画」を作成し、「クッキング保育・食育計画表（お話のみ）」で具体的な食育活動を示し、幼児は毎月、2歳児は8月から年齢に応じて「食事のマナー」「旬の野菜を知る」「食べ物の（体の中の）行方」などに取組んでいます。食事は楽しく食べることを基本として個々の様子に合わせて食事の援助をしています。子どもの発達に合わせ、嘔む、飲み込むなどの状況によって声掛け援助しています。子どもたちが栽培した野菜を給食室で調理することで食べる意欲が増し、残食が減っています。また、保育士は食べられたことを褒め、食べる意欲を引き出すよう援助しています。食器や食具は年齢や発達に合わせたものを使用しています。保護者には、給食日より献立表で知らせる他、栄養士は、子どもが育てた野菜を提供したことを掲示で知らせています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 季節感を大切に旬の食材を使い、子どもの発達状況などを考慮して調理の工夫をしています。食材は安全性を重視し、納品後は適切な温度管理をして保管し、記録しています。栄養士は、給食会議や昼礼でクラス担任から子どもの食べる量や嗜好状況を聞き、残食記録と共に状況を把握しています。把握した内容は次に反映し、味付けや切り方、調理方法などを工夫しています。月1回の郷土料理や季節の行事を取り入れた献立を作成しています。栄養士は、給食時にクラスをまわって食事の様子を見たり、毎月の食育活動の日子どもから話を聞いています。栄養士は、衛生管理に関する研修を受け、給食室は、「衛生管理マニュアル」に沿って適切に対応をしています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント>	
登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。乳児クラスは保育園向けアプリを使用して毎日の家庭と園の連続性を考慮した情報交換をしています。クラス毎に色分けした掲示板を玄関前に用意して、必要に応じて保護者に情報提供を行っています。また、園だよりやクラスだより、保育園向けアプリで発信し、保護者に日常の保育の様子、園の取組や具体的な保育内容、目的を伝えています。ドキュメンテーションを導入して、毎日の保育の様子を写真で配信して伝え、子どもの成長を共有できるように支援しています。個人面談など保護者との情報交換の内容を記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント>	
職員は、毎日の送迎時に保護者に声掛けして、コミュニケーションを図り、日頃から保護者と信頼関係を築けるよう配慮しています。個人面談は、期間を設けて実施するほか、随時行って、気軽に声をかけられるよう配慮しています。職員は、保護者の忙しさと家庭での働きなどの状況を理解し、保護者の気持ちを受け止めてストレス軽減できるよう支援に努めています。相談を受けた職員が適切に対応できるよう、副主任・主任・施設長から助言が受けられる体制を整えています。職員は、報告・連絡・相談をしっかりと行い職員間の共有ができていて、状況に応じて報告する役割が決まっています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント>	
職員は、虐待等権利侵害に関する研修を受け、「児童虐待対応マニュアル」の読み合わせをしています。マニュアルは、虐待の定義を記載し、具体的な対応手順をフローチャートで示して職員に周知しています。虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう「人権擁護のためのセルフチェックリスト」「虐待予防のためのチェックシート」を用意しています。虐待等権利侵害があると感じた時は、速やかに保育所内で情報を共有し、適切に協議する体制が取られています。職員は、着替えの際に身体の観察を行い、また、言葉による暴力が示された時には、保護者と話す場面を多く持つよう心がけています。保健師など関係機関とは施設長が担当となって連携を図っています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント>	
月間指導計画や週案などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっており、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。保育の自己評価は、子どもの成長や意欲を大切に、結果だけでなく取り組む過程を重視しています。保育士は定期的に自己評価を行い、振り返りを次の計画に反映させています。保育士の自己評価をカリキュラム会議などで発表して互いの気づきにつなげ、学び合い、意識の向上になっています。また、自己評価に基づき、昼礼やクラス間で話し合い、保育の改善につなげています。	